

令和7年4月7日更新

海上小口貨物に係る簡易通関

【Q & A】

令和6年11月

関税局業務課

－ 更新履歴 －

日 付	内 容
令和7年4月7日	問2、3を更新。問4、5を追加。

－ 目 次 －

(問1) 海上小口貨物に係る簡易通関と航空マニフェスト申告との違いは何ですか。···	1
(問2) 事前情報として提供すべき項目は何ですか。また、事前情報はいつまでに提供すれば良いですか。···	2
(問3) 事前の申出時には、税関と何を調整するのですか。···	3
(問4) 事前の申出が受理されれば、すぐに海上小口貨物に係る簡易通関のトライアルを実施することができますか。···	3
(問5) ①複数の税関官署に輸入申告する場合、②複数のプラットフォームに係る貨物を輸入する場合、又は③複数のN A C C S 利用者コードを使用する場合において、海上小口貨物の簡易通関を利用しようとするときに、事前の申出書を1枚にまとめることはできますか。···	4

(問1) 海上小口貨物に係る簡易通関と航空マニフェスト申告との違いは何ですか。

- 関税等が課されず、他法令の証明・確認を要しない貨物が対象になるという点は同様ですが、海上小口貨物に係る簡易通関については、輸入の通信販売貨物のみを対象としているほか、事前情報（販売者、荷受人、貨物等の情報）の提供がされることを利用の要件としています。
- また、簡易通関の利用の一定期間前には、税関に事前の申出を行っていただくことを前提とし、事業者との調整・トライアル利用等を実施します。
- なお、適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがある状況が判明した場合、税関は、簡易通関を利用する通関業者の扱う貨物について簡易通関の利用を停止させることができます。

(対象貨物の要件) ※下線部以外は航空マニフェスト申告と同様

- 海上貨物のうち通信販売貨物
- 少額貨物（課税価格1万円以下）に係る免税制度の対象貨物
- 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- 他法令の証明・確認を要しない貨物
- 原産地虚偽表示等がない貨物
- 輸入申告・予備申告までに事前情報^(注)の提供がされる貨物で、N A C C Sにより申告されるもの

(注)販売者、荷受人、貨物等に関する情報

（問2）事前情報として提供すべき項目は何ですか。また、事前情報はいつまでに提供すれば良いですか。

- 事前情報としては、次の項目を提供してください。なお、下線部の情報については必須の項目です。また、下線部以外の情報が提供できない場合であっても、それに代わる情報（代替情報）の提供により簡易通関の利用が認められることがありますので、輸入申告予定の税関官署にご相談ください。
 - (1) 電子商取引による販売物品の販売者に関する事項
: 販売者の氏名又は名称、住所、郵便番号、電話番号
 - (2) 販売者又は荷受人から（プラットフォームを提供する者を介し）運送又は通関の依頼を受託した者（フォワーダー等）に関する事項
: 運送又は通関の依頼を受託した者の氏名又は名称、住所、郵便番号、電話番号
 - (3) 荷受人に関する事項
: 荷受人の氏名又は名称、住所、郵便番号、電話番号
 - (4) 着荷通知先に関する事項
: 着荷通知先（着荷通知人）の氏名又は名称、住所、郵便番号、電話番号
 - (5) 貨物に関する事項
: ① プラットフォームの名称等、品名、個数、総重量、ネット重量、原産国
② 国内運送先が荷受人の住所と異なる場合には、国内運送先の所在地、国内運送先の名称又は貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称、国内運送先又は貨物の引渡しを受ける者の電話番号
 - (6) 運送に関する事項
: 入港年月日、船卸港、積出地、集荷都市（最初に荷受けした場所、荷渡し地）
及び集荷国
 - (7) その他税関が適当と認める情報
: 上記の下線部以外の情報に代わる情報等
- 事前情報は、輸入申告まで（予備申告を行う場合には、予備申告まで）に提供いただく必要があります。

（問3）事前の申出時には、税関と何を調整するのですか。

- 海上小口貨物の簡易通関は、その本格的な利用開始の少なくとも3か月前までに、輸入申告予定の税関官署に事前の申出を行うことを簡易通関の利用の要件としています。
- 事前の申出を受けた税関は、簡易通関の利用予定者（通関業者）が事前情報の提供等を適切に実施できるか確認いたします。また、利用者が事前情報として提供できる情報の項目は利用者ごとに異なるため、どのような情報を提供できるか（NACCS上どのように入力するか）について利用者との調整を行います。

（参考）提供する代替情報（※問2参照）が異なるごとに、異なるNACCS利用者コードが必要です。例えば、複数のプラットフォームに係る貨物を輸入する場合であって、税関との調整においてプラットフォームごとに提供する代替情報が異なることとなったときは、異なるNACCS利用者コードが必要です。既にお持ちの利用者コードで数が足りない場合には、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に対し、その旨を申し添えて申込みを行い、同社から必要なNACCS利用者コードを取得した後、改めて事前の申出を行ってください。

- 調整の上、海上小口の簡易通関に係るNACCSの利用登録を行った後、適正かつ円滑な通関が行われるよう、一定程度の申告件数による簡易通関のトライアルを実施します。
トライアル期間は1か月程度を想定していますが、必要に応じて延長することができます。

（参考）カスタムスアンサー（税関手続FAQ）1007 海上小口貨物に係る簡易通関について

令和7年4月7日追加

（問4）事前の申出が受理されれば、すぐに海上小口貨物に係る簡易通関のトライアルを実施することができますか。

- 事前の申出を受理してから、海上小口貨物の簡易通関に係るNACCSの利用登録がシステムに反映されるまで一定期間を要します。簡易通関のトライアルを実施できる時期（目安）については、事前の申出の際などに申告官署にご相談ください。

(問5) ①複数の税関官署に輸入申告する場合、②複数のプラットフォームに係る貨物を輸入する場合、又は③複数のNACCS利用者コードを使用する場合において、海上小口貨物の簡易通関を利用しようとするときに、事前の申出書を1枚にまとめることはできますか。

① 複数の税関官署に輸入申告する場合

- ・ 事前の申出書を1枚にまとめることはできません。
- ・ 複数の税関官署で同時期に簡易通関を利用する予定の場合には、申出書の「申告予定官署」欄に全ての官署を注記した上で、輸入申告予定の税関官署ごとに事前の申出書を作成・提出してください。

(注) NACCSの利用登録は、自由化申告や開庁時間外の申告の可能性も踏まえ、申告予定官署を設定する必要があります。

② 複数のプラットフォームに係る貨物を輸入する場合

(1) プラットフォームによらず提供する代替情報（※問2参照）が同じとき

- ・ 事前の申出書を1枚にまとめることができます。
- ・ 事前の申出書を1枚にまとめることは、事前の申出書の「貨物に関する情報」の各欄に、利用される全てのプラットフォームに関する情報を記載してください。

(2) プラットフォームごとに提供する代替情報が異なるとき

- ・ 事前の申出書を1枚にまとめることはできません。
- ・ 代替情報が異なる複数のプラットフォームに係る貨物について簡易通関を利用しようとする場合は、NACCSの利用登録は、代替情報が異なるプラットフォームごとに設定するため、事前の申出書も代替情報が異なるプラットフォームごとに分けて作成・提出してください。

③ 複数のNACCS利用者コードを使用する場合

(1) NACCS利用者コード以外の申出に係る事項が同じとき

- ・ 事前の申出書を1枚にまとめることができます。
- ・ 事前の申出書を1枚にまとめることは、事前の申出書の「NACCS利用者に関する情報」の「NACCS利用者コード」欄に、利用するNACCS利用者コードを全て記載してください（NACCSの利用登録はNACCS利用者コードごとに設定されます。）。

(注) NACCS利用者コードは、混載貨物事前情報登録（SKA）業務を行う者と海上簡易輸入申告（SDC）業務を行う者の組合せが分かるように記載してください。

(2) NACCS利用者コードによって申出に係る事項（の一部）が異なるとき

- ・ 事前の申出書を1枚にまとめることはできません。
- ・ NACCS利用者コードごとに事前の申出書を作成・提出してください。